

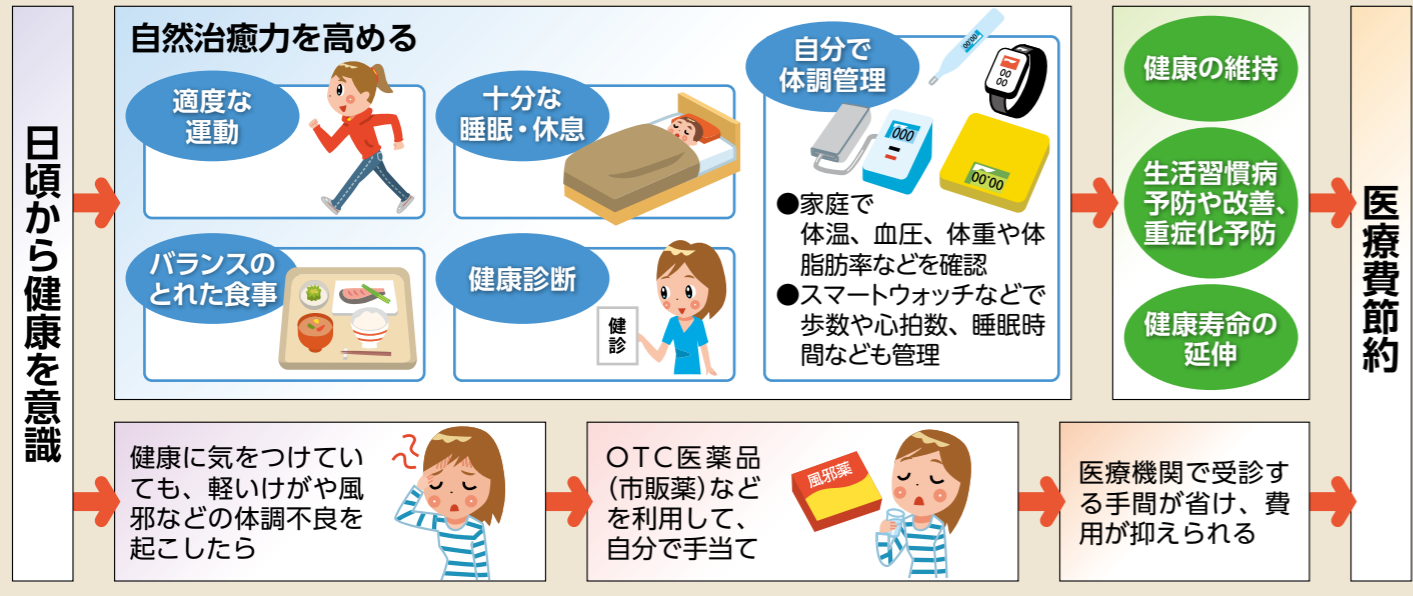
保険税の負担を減らすためにはどうしたらいいの？

保険税は医療費などをもとに決められるので、医療費が増えると保険税も引き上げになる場合があります。ですから、保険税の負担を増やさないためには、医療費節約が有効です。最も効果的な医療費節約法は「健康でいること」。「セルフメディケーション」で、自分の健康は自分で守りましょう。そして、健康に気をつけていても体調不良になったときは「適正受診」を心がけましょう。



セルフメディケーションで医療費節約

セルフメディケーション＝自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること



適正受診で医療費節約

- かかりつけ医を持ちましょう
- 同じ病気で重複受診はやめましょう
- 「お薬手帳」は1人1冊にまとめて、薬を管理しましょう
- 大病院にかかるときは、かかりつけ医に紹介状をもらってから
- 子どもの急病で心配なとき、まずは子ども医療電話相談（#8000）
- 処方薬がたくさん余ったら、薬局で調整してもらいましょう
- 緊急時以外の休日、夜間受診を見直しましょう
- かかりつけ薬局を持ちましょう
- ジェネリック医薬品を利用しましょう

健診を受けて医療費節約

定期的に健診を受けている人は受けていない人よりも医療費がかからないという調査結果があります。これは、健診によって、健康意識が高まることや、病気の発症の前段階で発見でき、重症化を防ぐことなどによると考えられます。

お問い合わせ相談窓口
 ■ 国民健康保険税額について………税務課 保険税担当 / TEL 358-3164
 ■ 国民健康保険加入・脱退の手続きなど…健康推進課 保険・年金担当 / TEL 358-0512

あなたの健康を支える 国保の保険税のことを知ってください！

かんたん 保険税

納税通知書は世帯主あてにお送りします

保険税を納める義務は世帯主にあります。そのため世帯主が国保に加入していなくても、世帯に国保被保険者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。世帯主は忘れずに保険税を納めてください。



保険税は国保を支え、国保はあなたの健康を支えています！

国民健康保険（国保）は被保険者のみなさんが保険税を出し合い、病気やけがをしたときに備えるしくみです。このしくみのおかげで、わたしたちは医療費の一部を負担するだけで医療を受けることができます。国保の貴重な財源である保険税が納められないと、このしくみが成り立たなくなります。保険税は国保を支えているのです。

保険税は口座振替にしましょう！

保険税を口座振替にすると…

- 便利** 納期のたびに金融機関などに行く必要がない！
- 安心** 自動的に払い込まれるから、納め忘れがない！
- 確実** 一度手続きをすると、自動的に毎年度継続される！
- 手続き方法** 手続きに必要なものを持って、役所または市指定の金融機関で手続きをしてください。
- 手続きに必要なもの**
 - 納税通知書
 - 預金通帳
 - 通帳届け出印

保険税は年度ごと・世帯ごとに決められます!

都道府県が、各市区町村の所得水準や年齢構成に応じた医療費水準などを考慮して、市区町村ごとの標準保険税率を算定します。

都道府県が算定した標準保険税率を参考に、市区町村が下の項目ごとに保険税率(額)を決定します。

下の項目を組み合わせると1世帯の保険税額が決まります。

1世帯の保険税	所得割	均等割	平等割	
※市区町村によって組み合わせは異なります。	世帯の被保険者の所得に応じて計算 被保険者の所得*×税率	1人につきいくらと計算 均等割額×被保険者数	1世帯につきいくらと計算 平等割額	
医療保険分 国保の給付などにあてられる財源	(税率5.5%) □円	(均等割額22,700円) □円	(平等割額21,200円) □円	(限度額650,000円) □円
後期高齢者支援金分 75歳未満の人が負担する後期高齢者医療制度への支援金	(税率1.65%) □円	(均等割額7,300円) □円	(平等割額10,100円) □円	(限度額200,000円) □円
介護保険分 40歳以上65歳未満の人のみ 介護サービス費などにあてられる財源	(税率1.75%) □円	(均等割額9,500円) □円	(平等割額9,500円) □円	(限度額170,000円) □円
				合計 □円

★被保険者の所得とは、基礎控除額(最大43万円)を引いた金額となります。

正しい所得を申告しましょう

保険税の所得割額は、前年の所得をもとに決められます。国保事業の健全な運営を図るため、正しい申告をお願いします。

また、国保ではさまざまな給付(入院時の食事代や高額療養費の支給など)において、所得に応じて軽減措置があります。申告をしないと、軽減が受けられないことがありますのでご注意ください。

保険税の納め方は、年齢に応じて異なります!

40歳未満の人

医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせて納めます。介護保険分の負担はありません。

国保の保険税

- 医療保険分
- 後期高齢者支援金分

40歳以上65歳未満の人
(介護保険の第2号被保険者)

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて納めます。

国保の保険税

- 医療保険分
- 後期高齢者支援金分
- 介護保険分

65歳以上75歳未満の人
(介護保険の第1号被保険者)

医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせた国保の保険税と、介護保険料は別に納めます。

国保の保険税

- 医療保険分
- 後期高齢者支援金分

国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険税は、原則として世帯主の年金から天引き(特別徴収)になります。ただし、下記の場合は、個別に保険税を納めます(普通徴収)。

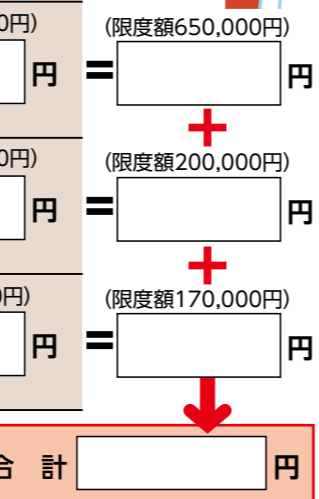
- 世帯主が国保被保険者以外
- 年金が年額18万円未満
- 介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える

※年金から天引きとなる人でも、口座振替への変更が原則として可能です。

原則として年金から天引き。年金が年額18万円未満の人は、市区町村へ個別に納付。

介護保険料

年度とは、4月から翌年3月までのことです!



保険税は国保の資格を得た月の分から納めます!

保険税は、国保加入の届け出をした月からではなく、国保加入の資格を得た月の分から納めます。国保に加入または脱退するときは、14日以内に国保担当窓口へ届け出てください。



加入の届け出が遅れると

●加入資格を得た時点までさかのぼって、保険税を納めます(遡及賦課)。

例 5月に会社をやめて、10月に国保加入の届け出をしたとき

会社をやめたとき: 4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 9月, 10月, 11月

加入の届け出: 10月

5月までさかのぼって保険税を納めます。保険証がないため、この間の医療費は全額自己負担となります。

●過年度分の保険税

年度をまたがって加入の届け出をした場合は、4月からの保険税とは別に前年度の保険税額をお知らせします。これを「過年度分の保険税」といいます。

年度の途中で加入したときの保険税

年間保険税 × $\frac{\text{加入した月から3月までの月数}}{12}$

年度の途中で脱退したときの保険税

年間保険税 × $\frac{\text{4月から脱退した月の前月までの月数}}{12}$

保険税には軽減措置があります!

▶義務教育就学前の子どもの軽減措置 令和4年度改正

子育て世帯の負担軽減を図るため、義務教育就学前の子どもの均等割額が5割軽減されます。7・5・2割軽減が適用されている世帯は、軽減後の均等割額を5割軽減します。

▶所得が一定以下の世帯の軽減措置

前年の所得が一定以下の世帯は、保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。同じ世帯の被保険者*1および世帯主の総所得金額等の合計額が次の所得の基準を満たす場合に軽減されます。

7割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等*2の数-1) × 10万円 以下
5割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等*2の数-1) × 10万円 + 28.5万円 × 被保険者*1数 以下
2割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等*2の数-1) × 10万円 + 52万円 × 被保険者*1数 以下

※1 被保険者には、同じ世帯で国保から後期高齢者医療制度に移行した人も含む。
 ※2 給与所得者等とは
 ●一定の給与所得者(給与収入55万円超) ●公的年金等に係る所得を有する人(公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で110万円超★)
 ★公的年金等に係る特別控除(15万円)後は110万円を125万円に読み替えます。

非自発的に失業した65歳未満の人の保険税

会社の倒産や会社都合による退職など、非自発的理由で失業した65歳未満の人(雇用保険の特定受給資格者または特定理由退職者)の保険税は、前年所得のうち給与所得を30%として算定します。くわしくはお問い合わせください。

後期高齢者医療制度移行に伴う経過措置

世帯の国保被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保被保険者が1人の世帯となった人は、対象となつてから5年間は保険税の平等割額が2分の1軽減、その後3年間は4分の1軽減されます。

保険税は納期限内に納めましょう!

このような措置がとられても、保険税の納付義務はなくなりません!

保険税を滞納すると、高額療養費の限度額適用認定を受けられない場合があります。さらに、次のように未納期間に応じた措置がとられます。

督促

納期限を過ぎると、督促が行われ、延滞金などを徴収される場合があります。

短期被保険者証の交付

通常の保険証の代わりに「短期被保険者証」が交付される場合があります。

給付の差し止め

国保の給付が全部、または一部差し止めになります。それでも納めないでいると、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

納期限から1年6か月が過ぎると

滞納分

このほかに財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もあります。
 ●世帯に40歳以上65歳未満の国保被保険者がいる場合は、介護保険の給付も制限される場合があります。

納付相談実施中!

災害や失業などの特別な事情により、保険税の納付が困難なときは、滞納のままにせずお早めにご相談ください。